

昭和四十四年七月七日提出  
質問第九号

清酒の生産、流通秩序の整備確立に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十四年七月七日

提出者 春日一幸

衆議院議長 石井光次郎殿

## 清酒の生産、流通秩序の整備確立に関する質問主意書

一 福島県の一清酒製造業者が消費生協を通じて消費者直売を行なったことは周知の事実であるが、これは清酒の生産、流通秩序を乱す行き過ぎた行為であり、好ましくないと考える。かくのごとき極端な低価格で消費者に直売する方法が一般化するときは、過当競争を激発し、零細企業がほとんどである酒類小売業者及び清酒製造業者の経営に大きな影響を与え、ひいては酒税の確保にも支障を及ぼすこととなるので、これを放置すべきでないと考えますが、国税庁としてはこの問題に対して具体的にいかなる措置を講じたか、またこの問題の帰すうはどう落着いたか、その経緯及び結果の詳細を明らかにせられたい。

二 現在及び近い将来における清酒の需給状況を推定すると、清酒はすでに供給不足から供給過剰に移り、このような供給過剰傾向は自主流通米の出現によつて一層加重されてくると考えら

れる。その結果、一般的には清酒の生産、流通秩序を破壊し、生産、流通業界に混乱を招来することとなると推測されるが、国税庁としてもこのような見解に立つのかどうか。また、このような状況に対して政府の対策は何か。

三 清酒製造業については、第一次近代化計画に引続き構造改善計画を基調とした第二次近代化五箇年計画を、また、酒類卸売業についても近代化五箇年計画をそれぞれ策定し、両業界の近代化を推進するということであるが、これらの対策を講ずれば、酒類小売業界においても混乱を未然に防ぎ、流通機構の末端を担当する小売業界が安定すると考えているのか。

酒類業界全体の近代化を図るためには、小売業界を含んだ生販三層の協調による必要があることにかんがみるときは、酒類小売業自体についてもその近代化を推進するよう、政府は積極的に指導を行なうべきであると考えがどうか。

四 自主流通米の出現によつて、清酒製造業者は自己の希望する数量の原料米を入手できること

となるので、そのまま放置しておく、生産過剰という米作側の事情もあり、清酒製造業者としてはこの際自己のシェア拡大のチャンスとばかり生産量を拡大するのが自然の勢いであると考えられ、かくては福島県の清酒製造業者が行なったような販売方法が一般化するおそれが多分にある。そこで、国税庁としては早急に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づき、酒造業界が清酒の製造数量、販売方法等に関する効果的な自主規制を行ない、清酒の過剰生産となることを避けるとともに、取引の安定を図るよう指導すべきであると考えがどうか。さらに、業界の自主規制によつても、なお業界が混乱するようなときには、同法の規制命令を発動する用意があるという態度なり、方針を明示することによつて、かような混乱を起させないのだという姿勢を政府は堅持していることをこの際明確にしておくことが必要であると思うがどうか。

五 清酒業界は、その大部分が中小企業者であるのが実態であるから、酒類行政としては、中小

企業政策としての視点に立つてその方針を立て、かつ、実施すべきであると考え。およそ中小企業政策は、混乱が生じてからの事後対策では遅いのであり、すべからず事前の対策を講じなければ真の効果をあげ得ないのである。かかる観点から、清酒製造業者の消費者直売は、これによつて小売業界に混乱的影響を与えるような場合は、これを行政措置（勧告）をもつて制限すべきであると考えがどうか。また、各業界の中央会ないし連合団体は、その業務として、混乱を事前に防止するため、消費者の利益を害さない限度において、製造数量、販売数量、販売方法及び価格について組合員に勧告を行ない得るようにすることが一つの方策と考えるがどうか。なお、以上の二点に関しては、要すれば立法措置を講じて、これを明確にしておくことが適當かと考えるがどうか。

六 現在、酒類については、建値制が行なわれているが、一部には多額の値引リベートが支払われている。このような多額の値引リベートは、業界内における過当競争を誘発する原因となる

ばかりでなく、消費者に還元されないため、物価安定政策の面からも好ましくないと考えられるので、適正な建値の設定により値引リベートの弊害を是正し、取引秩序の公正と安定を図るよう政府は強力に業界を指導し、これがため必要な具体的施策を講ずべきであると考えらるうか。

右質問する。